

JSCAが提案

# 経験年数 2分の1に

## 建築士試験 幅広い実務領域対象

日本建築構造技術者協会（JSCA）は現在、国土交通省の社会資本整備審議会で議論されている改正建築士法について見解を明らかにした。

建築士の資格試験の受験要件で見直しが進められている実務経験は、設計実務に限定せず、施工、教育、建築行政、建築研究など営業をのぞく幅広い実務領域を対象とすべきだとした。ただし、設計実務以外は経験年数を2分の1とするなどの

「重み付け」を提案している。大学院も2分の1を実務経験として評価すべきだとした。

定期講習は、半日の講習と簡素なものにするか、実務を継続していれば書類による審査によって講習を免除するなどの簡略化を図るべきだとしている。

構造設計一級建築士は、一級建築士として5年以上の構造設計・監理の実績を有し、標準的な建築物の構造設計を自力

で適切に遂行できる者とする。その実務経験を有する者にはほぼ自動的に資格を付与し、実務経験が不足する者には絶対に付与してはならないとした。その実効性を上げる

ために、実務経歴の証明と審査の方法を厳正に決めるべきだとした。

資格取得は、1日の講習と半日の修了考査とし、制度新設時は、JSCA認定建築構造士と構造計算適合性判定員は修了考査を免除するよう求めている。

定期講習は半日以内とし、建築士資格の定期講習と内容が重なる講義はどちらか一方の受講だけでいいとした。

構造設計一級建築士は、一級建築士として5年以上の構造設計・監理の実績を有し、標準的な建築物の構造設計を自力